

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長

医療機能情報提供制度（かごしま医療情報ネット）の全国統一システム構築に係るユーザ登録状況確認及び新規ユーザ登録申請について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

標記制度については、医療法第6条の3第1項に基づき、基本情報については速やかに、その他情報については年1回以上都道府県知事に報告（以下、「定期報告」という。）することとされており、本県では毎年10月1日における医療機能情報を同年11月末までに報告することとしておりました。

厚生労働省において、標記制度に係る全国統一システム（以下、「G-MIS」という。）を構築し、令和5年度以降の定期報告については、G-MISで行うこととなったため、各医療機関管理者に対して、「医療機能情報提供制度（かごしま医療情報ネット）の全国統一システム構築に係る新規ユーザ登録申請について（依頼）（令和5年5月26日付け保福第108-1号）」により、G-MISの新規ユーザ登録を依頼したところです。

G-MISが未登録である場合、令和5年度以降の定期報告が実施できないため、各医療機関管理者に対して、別添の「医療機能情報提供制度（かごしま医療情報ネット）の全国統一システム構築に係るユーザ登録状況確認及び新規ユーザ登録申請について（依頼）」（令和5年11月27日付け保福第357-1号）のとおり周知し、下記の団体等に周知依頼を行ったところです。

つきましては、これらの団体等に属さない病院等の管理者に対しては、貴保健所から周知して下さるようお願いいたします。

#### 記

#### 別途依頼済みの団体等

- ・鹿児島県（郡市）医師会
- ・鹿児島県（市郡）歯科医師会
- ・（医）徳洲会が開設する病院及び診療所
- ・鹿児島大学病院

保健医療福祉課医務係（担当：東）  
T E L : 099-286-2707  
M a i l : imushika@pref.kagoshima.lg.jp

保 福 第 3 5 7 - 1 号  
令 和 5 年 1 1 月 2 7 日  
( 保 健 医 療 福 祉 課 扱 い )

各 医 療 機 関 管 理 者 様

鹿 児 島 県 ぐ ら し 保 健 福 祉 部 長

医 療 機 能 情 報 提 供 制 度 ( か ご し ま 医 療 情 報 ネット ) の 全 国 統 一 シ ス テ ム 構 築 に  
係 る ユ ー ザ 登 録 状 況 確 認 及 び 新 規 ユ ー ザ 登 録 申 請 に つ い て ( 依 頼 )

本 県 医 療 行 政 の 推 進 に つ き ま し て は , か ね て か ら 御 協 力 い た だ き 感 謝 申 し 上 げ ま す 。

標 記 シ ス テ ム 構 築 に 当 た り ま し て , 「 医 療 機 能 情 報 提 供 制 度 ( か ご し ま 医 療 情 報 ネット )  
の 全 国 統 一 シ ス テ ム 構 築 に 係 る 新 規 ユ ー ザ 登 録 申 請 に つ い て ( 依 頼 ) ( 令 和 5 年 5 月 26 日  
付 け 保 福 第 108 - 1 号 ) 」 に よ り , G - M I S の 新 規 ユ ー ザ 登 録 を 御 対 応 い た だ い た と ころ  
で す が , G - M I S が 未 登 録 で あ る 場 合 , 令 和 5 年 度 以 降 の 定 期 報 告 が 実 施 で き な い た め ,  
G - M I S の 新 規 ユ ー ザ 登 録 申 請 を 行 っ て い た だ く 必 要 が あ り ま す 。

つ き ま し て は , 別 紙 に よ り 貴 機 関 の G - M I S ユ ー ザ 登 録 状 況 を 確 認 い た だ く と と も に ,  
必 要 な 申 請 等 を 行 っ て い た だ き ま す よ う お 願 い い た し ま す 。

※ 全 国 統 一 シ ス テ ム 及 び 医 療 機 能 情 報 提 供 制 度 の 詳 細 に つ き ま し て は , 以 下 の 厚 生 労 働  
省 ホ ー ム ペ ー ジ を 御 参 照 ぐ だ さ い 。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35867.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html)

※ 御 不 明 な 点 に つ い て は , 以 下 を 御 参 照 ぐ だ さ い 。

貴 機 関 所 在 地	問 合 せ 先	電 話 番 号
鹿 児 島 市 内	ぐ ら し 保 健 福 祉 部 保 健 医 療 福 祉 課 医 務 係	099-286-2707
鹿 児 島 郡 , 日 置 市 , い ち き 串 木 野 市	鹿 児 島 地 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 地 域 保 健 福 祉 課 指 導 監 査 介 護 係 ( 伊 集 院 保 健 所 )	099-272-6301
枕 崎 市 , 南 さ つ ま 町 , 南 九 州 市 , 指 宿 市	南 薩 地 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 地 域 保 健 福 祉 課 指 導 監 査 係 ( 加 世 田 保 健 所 )	0993-53-8001
薩 摩 川 内 市 , 薩 摩 郡 , 出 水 市 , 阿 久 根 市 , 出 水 郡	北 薩 地 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 地 域 保 健 福 祉 課 指 導 監 査 係 ( 川 薩 保 健 所 )	0996-23-3166
霧 島 市 , 始 良 市 , 始 良 郡 , 伊 佐 市	始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 地 域 保 健 福 祉 課 指 導 監 査 係 ( 始 良 保 健 所 )	0995-44-7963
鹿 屋 市 , 垂 水 市 , 肝 属 郡 , 曾 於 市 , 志 布 志 市 , 曾 於 郡	大 隅 地 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 地 域 保 健 福 祉 課 指 導 監 査 係 ( 鹿 屋 保 健 所 )	0994-52-2125
西 之 表 市 , 熊 毛 郡	熊 毛 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 地 域 保 健 福 祉 課 指 導 監 査 介 護 係 ( 西 之 表 保 健 所 )	0997-22-1830
奄 美 市 , 大 島 郡	大 島 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 地 域 保 健 福 祉 課 指 導 監 査 係 ( 名 瀬 保 健 所 )	0997-57-7246

保 健 医 療 福 祉 課 医 務 係  
T E L : 099-286-2707

各医療機関 管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部長

医療機能情報提供制度（かごしま医療情報ネット）の全国統一システム構築に係る新規ユーザ登録申請について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

標記制度については、医療法第6条の3第1項に基づき、基本情報については速やかに、その他情報については年1回以上都道府県知事に報告（以下、「定期報告」という。）することとされており、本県では毎年10月1日における医療機能情報を同年11月末までに報告することとしておりました。

今般、厚生労働省において、標記制度に係る全国統一システム（以下、「G-MIS」という。）を構築し、令和5年度以降の定期報告については、G-MISで行うこととなりました（令和5年度の定期報告は令和6年1月開始予定）。

つきましては、下記のとおりG-MISの新規ユーザ登録申請をお願いいたします。

なお、既にG-MISアカウントを所有されている医療機関におかれましても、今回の新規ユーザ登録が必要である旨申し添えます。

## 記

### 1 申請方法

#### (1) 電子メールアドレスを所持している医療機関

別添「医療機能・薬局機能情報提供制度新規ユーザ登録申請操作マニュアル」を御確認の上、以下のURLから登録申請をお願いいたします。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

#### (2) 電子メールアドレスを所持していない医療機関

医療機関の所在地が鹿児島市内の場合は保健医療福祉課医務係へ、鹿児島市外の場合は最寄りの各地域振興局・支庁保健福祉環境部地域保健福祉課指導監査（介護）係へお問合せください。なお、連絡先は別紙を御覧ください。

### 2 申請期限

令和5年6月28日（水）

※御不明な点については、以下を御参照ください。

問合せ内容	問合せ先	電話番号
新規ユーザ登録申請のシステム操作について	厚生労働省G-MIS事務局	0570-783-872
本依頼内容について	ア 医療機関の所在地が鹿児島市の場合 保健医療福祉課医務係 イ 鹿児島市外の場合 最寄りの各地域振興局・支庁 保健福祉環境部地域保健福祉課 指導監査（介護）係	別紙のとおり

保健医療福祉課 医務係  
TEL : 099-286-2707

# ユーザ登録状況確認

○ 貴機関のユーザ登録状況につきまして、以下の手順に従って御確認ください。

令和5年6月28日までに  
「G-MISの新規ユーザ登録申請」をされましたか

※申請してなくても、既に  
G-MISアカウントを所持している  
場合は申請不要です。  
(所持状況が不明な場合は  
下記連絡先へ御連絡ください。)

申請したか分からない

申請した

申請していない

令和5年11月6日にG-MIS事務局  
([info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)) からメールが届いていますか

届いている

1 (p.2へ)

届いていない

メールボックスの空き容量は不足していませんか

空き容量が不足している

対応方法 1

空き容量は十分にある

「迷惑メールフォルダ」に当該メールがありますか

迷惑メールフォルダにあった

対応方法 2

迷惑メールフォルダにも  
メールがない

新規ユーザ登録申請フォーム(<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>)  
から登録申請をお願いいたします。【※】

【連絡先】

名称	電話番号
保健医療福祉課医務係	099-286-2707
伊集院保健所 (指導監査介護係)	099-272-6301
加世田保健所 (指導監査係)	0993-53-8001
川薩保健所 (指導監査係)	0996-23-3166
始良保健所 (指導監査係)	0995-44-7963
鹿屋保健所 (指導監査係)	0994-52-2125
西之表保健所 (指導監査介護係)	0997-22-1830
名瀬保健所 (指導監査係)	0997-57-7246

・貴機関の所在地が鹿児島市の場合、保健医療福祉課医務係へ御連絡ください。  
・貴機関の所在地が鹿児島市外の場合、最寄りの保健所へ御連絡ください。

※電子メールアドレスを所持して  
いない医療機関もこちらへ  
御連絡ください。

# ユーザ登録状況確認

## ○ 前ページからの続き

1

受信したメールの件名はどちらですか

【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISのご利用準備完了に伴うパスワード登録のご依頼  
(メール文(例))

件名	【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISのご利用準備完了に伴うパスワード登録のご依頼
本文	<p>〇〇病院 ご担当者様</p> <p>先日、厚生労働省G-MIS事務局より、件名「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡」というメールをお送りさせていただきましたが、こちらは「医療機能・薬局機能情報提供制度」のオンライン報告を行う為に、G-MISに新規登録された貴機関のユーザに対してパスワード設定を行うためのメールです。</p> <p>※本システムの案内の通知は、以下、例れかの申請に基づき発行されました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和5年4月～6月に貴機関の方からG-MIS新規ユーザ登録申請を実施いただいた。(この場合、申請内容を管轄の都道府県で承認、していただいております)</li><li>管轄の都道府県から貴機関に対するG-MIS新規ユーザ登録の申請をいただいた。</li></ul> <p>「医療機能・薬局機能情報提供制度」の報告業務についてお心当たりが無い場合や、既にG-MISのユーザ名(ログインID)・パスワードをお持ちで本メールを受領されました場合、お手数ですが、以下のユーザ名(ログインID)でログインいただく前に管轄の都道府県の「医療機能・薬局機能情報提供制度」の窓口までご連絡ください。</p> <p>G-MISへようこそ!</p> <p>システムをご利用するには <a href="https://www.med-login.mhbw.go.jp/login?c=xx">https://www.med-login.mhbw.go.jp/login?c=xx</a> にアクセスし、パスワードを設定してください。</p> <p>ユーザ名(ログインID): XXXXXX 2回目以降のアクセスはこちらから <a href="https://www.med-login.mhbw.go.jp/s/login/">https://www.med-login.mhbw.go.jp/s/login/</a> よりアクセスをお願いします。</p> <p>なお、令和5年度のオンライン報告は開始時期が都道府県により異なります。定期報告の開始時期については管轄の都道府県から送ってご連絡いたします。また、医療機能・薬局機能情報提供制度の概要については、厚生労働省の下記URLのページで説明しております。</p> <p>※このメールはお手元に保管してください。 ※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。 ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。</p> <p>&lt;厚生労働省ホームページ&gt; ■医療機能情報提供制度 <a href="https://www.mhbw.go.jp/stf/seisakunitsu/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyo_useido/index.html">https://www.mhbw.go.jp/stf/seisakunitsu/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyo_useido/index.html</a> ■薬局機能情報提供制度 <a href="https://www.mhbw.go.jp/stf/seisakunitsu/bunya/kenkou_iryuu/yakuhin/kino_ujohou/index.html">https://www.mhbw.go.jp/stf/seisakunitsu/bunya/kenkou_iryuu/yakuhin/kino_ujohou/index.html</a></p>

【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内でのG-MISご利用者の確認依頼  
(メール文(例))

件名	【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内でのG-MISご利用者の確認依頼
本文	<p>〇〇病院 ご担当者様</p> <p>令和5年4月～6月の期間で実施いただきました、G-MIS新規ユーザ登録申請に基づき、貴機関にG-MISユーザが発行済みであることを確認させていただきました。 [申請番号: XXXXXXXXXXXXX]</p> <p>報告機関名: 〇〇病院 住所: 〇〇県〇〇市〇〇町 x x x x x x 貴機関でご利用中のユーザ名(ログインID): xxxxxx</p> <p>上記の内容についてお心当たりが無い場合、 お手数ですが管轄の都道府県の「医療機能情報提供制度」の窓口へご連絡ください。</p> <p>貴機関につきましては、既にユーザ名(ログインID)が発行済みでG-MISをご利用いただいております。既存で発行済みのユーザに対しては医療機能情報提供制度が利用できる権限を追加しております。 令和5年度のオンライン報告では、そちらのユーザから報告を行ってください。</p> <p>なお、令和5年度のオンライン報告は開始時期が都道府県により異なりますので、ご不明な場合は、管轄の都道府県からのお知らせをご確認ください。 また、医療機能情報提供制度についてお調べになりたい場合は、厚生労働省の下記URLのページで概要を説明しております。</p> <p>※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。 ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。</p> <p>&lt;厚生労働省ホームページ&gt; ■医療機能情報提供制度 <a href="https://www.mhbw.go.jp/stf/seisakunitsu/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyo_useido/index.html">https://www.mhbw.go.jp/stf/seisakunitsu/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyo_useido/index.html</a></p>

御協力ありがとうございました。  
現時点で御対応いただく作業はございません。  
令和6年1月開始予定の定期報告につきましては、  
改めて御連絡させていただきます。

アクセスし、ログインが完了している

メールに記載のURLにアクセスできましたか?

アクセスできない

アクセスできたが、  
ログイン方法が分からない

対応方法3

対応方法4

前回の依頼文(令和5年5月26日付け保福第108-1)では、既にG-MISアカウントを所有されている医療機関におかれましても、新規ユーザ登録が必要と御案内しておりましたが、既存のアカウントにより定期報告を行えるようになりましたので、新規アカウントの発行はございません。  
令和6年1月開始予定の定期報告につきましては、既存アカウントからの御報告をお願いいたします。

# 対応方法 1（メールボックスの空き容量が不足していた場合）

## 対応方法1

### メールボックスの空き容量が不足していた場合

- メールボックスの空き容量が不足している場合に空き容量を増やす方法は、御利用中のメールソフトウェアにより、対応方法が異なります。手順等については、御利用中のメールソフトのホームページ等で御確認ください。
- メールサーバー上でメールが保管されている場合には、メールボックスの空き容量を確保した後、メールサーバからメールが再送されます。
- もしもメールが受信できなかった場合には、アカウント発行通知メールの再送はできませんので、大変恐れ入りますが、以下の連絡先に「ログインID」を御確認いただき、「パスワードのリセット」を実施いただきますようお願いいたします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか？」のリンクを押していただくようお願いいたします。

#### 【ログインIDの確認に係る連絡先】

※ 貴機関の所在地が鹿児島市の場合は保健医療福祉課医務係へ、鹿児島市外の場合は最寄りの保健所へ御連絡ください。

名称	電話番号	所管区域
保健医療福祉課医務係	099-286-2707	鹿児島市内
伊集院保健所（指導監査介護係）	099-272-6301	鹿児島郡，日置市，いちき串木野市
加世田保健所（指導監査係）	0993-53-8001	枕崎市，南さつま町，南九州市，指宿市
川薩保健所（指導監査係）	0996-23-3166	薩摩川内市，薩摩郡，出水市，阿久根市，出水郡
始良保健所（指導監査係）	0995-44-7963	霧島市，始良市，始良郡，伊佐市
鹿屋保健所（指導監査係）	0994-52-2125	鹿屋市，垂水市，肝属郡，曾於市，志布志市，曾於郡
西之表保健所（指導監査介護係）	0997-22-1830	西之表市，熊毛郡
名瀬保健所（指導監査係）	0997-57-7246	奄美市，大島郡

## 対応方法2 迷惑メールフォルダにメールがあった場合

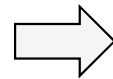
○ 以下の手順に従い、該当する対処を実施してください。

①メールを「受信トレイ」など安全なフォルダに移動する

②メールに記載のURLにアクセスする

③「ようこそメール」に記載されるパスワード設定用のURLにアクセスし、パスワード設定を実施する

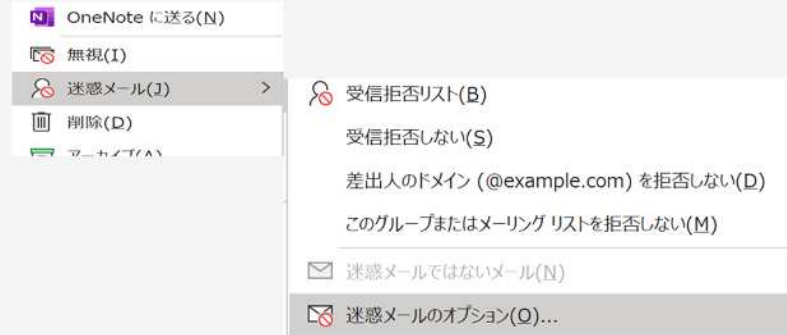
④送信元メールアドレス ([info@g-mis.net](mailto:info@g-mis.net)) を「安全なアドレス」として設定する



※「安全なアドレス」に設定する方法は、お使いのソフトウェアにより異なりますので、ソフトウェアのマニュアル等を参照ください。

【Outlookの場合の例】

- ・該当のメールを右クリックする
- ・「迷惑メール(J)」→「迷惑メールのオプション(O)」を選択



- ・「信頼できる差出人のリスト」タブを開く
- ・リストに送信元アドレスを追加し、「追加(D)」をクリック
- ・画面下の「適用(A)」をクリック



## 対応方法3 メールにあるURLにアクセスできない

○ 「このサイトにアクセスできません」というメッセージが出た場合、以下の理由などが考えられます。

- ① ブラウザのキャッシュが溜まっている
- ② サイトにフィルターがかかっている
- ③ サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある

①ブラウザのキャッシュが溜まっている

ブラウザの「キャッシュクリア」を行ってください。

②サイトにフィルターがかかっている

以下のサイトをホワイトリストに入れて  
いただくよう情報システム管理者へ  
依頼してください。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/>

③サーバーがメンテナンス中などで利用できない  
状態にある

しばらく待ってから、アクセスいただくよう  
お願いします。

※キャッシュクリアの方法はブラウザごとに異  
なります。ブラウザのマニュアル等を参照ください。

### 【Edgeの場合の例】

- ・「設定」→「プライバシー、検索、サービス」
- ・「閲覧データのクリア」→「クリアするデータの選択」でクリアを行ってください。

#### 設定

🔍 設定の検索

👤 プロファイル

🔒 プライバシー、検索、サービス

#### 閲覧データをクリア

これには、履歴、パスワード、Cookieなどが含まれます。このプロファイルのデータのみが削除されます。[データの管理](#)

今すぐ閲覧データをクリア

クリアするデータの選択

ブラウザを閉じるたびにクリアするデータを選択する >



# 対応方法4 (メールに記載のURLにアクセス後の作業 (G-MISログイン))

## 対応方法4 メールに記載のURLにアクセス後の作業 (G-MISログイン)

- 以下の作業を速やかに実施してください。
- アカウント発行通知メールの再送はできませんので、ユーザ情報 (ログインID, パスワード) は大切に管理いただきますようお願いいたします。

### ■ 作業の流れと確認点

